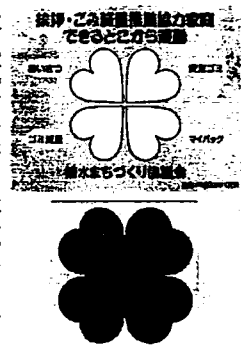


もう環境問題「できる」ところから運動に参加していただきませんか？



全地域で一斉に実施しています「できる」ところから運動」に、お宅は参加していただきましたか。すでに参加していただいています。まずご家庭も見受けられ、大変感謝をしています。

しかしながら、この取り組みの趣旨について、家庭配布版を全家庭に用意させていただくなど、取り組み方の説明をさせていただきましたが、まだ趣旨が十分に伝わっていないようにも思われます。家庭配布版の中で、この運動の大切なことは、地域の皆様が現在の環境問題に関心を持ち、

平成20年9月17日 掃水まちづくり協議会 第23号

危機感を持つていただくこと（自分自身の問題であること）を述べています。まず、地域の皆様全員が運動に参加していただき、すくことを何卒お願いします。

しかしながら地域での様子を見せたいいただきますと、まだ台紙（推進カード）が玄関先に貼ってなく、この運動に参加していただいているご家庭も見受けられるようです。

また、クローバーの葉がすでに四つとも貼ってあるご家庭も多いように思われます。いずれも「できる」ところから運動」の趣旨を十分に理解して、取り組みんでください。

そこで、おねがい

一、全家庭にも、まず台紙（推進カード）を玄関先（外から見えるところ）に貼っていただきますようお願いいたします。そして、運動に参加の意思表示をしていただくことをお願い申し上げます。

二、四つの取り組み項目の内、あ

なたのご家庭のどこか（項目）か、一つずつシールを貼っていただきます。そして、この取り組みは、これから先、一年半を掛け、てじっくり取り組みます。

三、家族全員ができるようになつて初めて取り組み項目は、合格です。そして、一枚シールが貼れます。決して、近所に合わせたり、あせって貼り付けるものではありません。以上、何卒ご理解ご協力をよろしく申し上げます。

高齢者問題

「福祉防犯カルテ」の作成について

プロジェクト代表

伊賀町 奥田一郎

掃水地区での高齢化は、昨年度末で七五歳以上の占める割合が十一・八%となり、これからも急ピッチで進んでいく状況にあります。中でも高齢者夫婦のみの家族及び高齢者で一人暮らしの家庭においては、心身ともに不安を抱えてみえると思えます。

また社会では、物価の上昇、長寿医療制度、年金などという点で不安定な要素が蔓延し、それに追い討ちをかけております。そこで協議会では、日頃から地域の連帯と隣保協調の精神を

大切にし、日常生活の中で少しでも近所のお互いが相談相手になり、不安を解消できる体制を作り、また緊急災害時においても同様に可能な限りお互いの安否を気づかう、システムの構築が必要であると考えています。

今回のこの様なシステムづくりは、プロジェクトチームの第一段階であり、これらの取組は、掃水まちづくり協議会と、民生・児童委員と、自主防災組織との協働で実施します。

プロジェクトチームは高齢者福祉対策のスローガンとして次の二つに取り組みます。

- 一、平時において地域を見守り、安心のネットワークをつくる取り組みを進めます。（安全で安心な街づくり）
- 二、災害時に一人も見逃さない運動を進めます。

最近、地域災害は頻発しております。昨年から挙げてみましても能登半島地震、新潟中越地震、今年の岩手・宮城内陸地震、そして地球温暖化による集中的な風水害の発生等、枚挙にいとまはありません。その都度、高齢者がいるんな点で犠牲になり、地域のつながりの大切さが叫ばれています。

私たちプロジェクトチームは、

以上に挙げた多くの災害から学び、災害の被害を最小限に食い止めるために災害時の安全確認を短時間に、しかもスムーズに町ぐるみで行えるようにしたいと考えています。

第一段階とお願い

今回、第一段階として見守り対象者を把握するため七五歳以上の方で地域ごとの「高齢者名簿」を作成しました。ここで大切なことは、高齢者の方に災害時はもちろんのこと平時においても、近隣の仲間として関わっていただけの方が重要だということ。是非、ご本人や民生委員、町内会長、または自治会長まで申し出ていただきたいと思っております。

平成二十年度 掃水夏まつりの反省について

夏まつりでは大変お世話をおかけいたしました。おかげさまで多くの方に参加していただきました。来年に向けて、次のようないろいろ意見をいただきました。その主なものを挙げさせていただきます。

今回実施にあたっては次のようなことを大切にしました。反省はそれに基づいて行いました。

夏まつりの基本的な考え方

一、「みんなが元気で仲良く楽し
いまちづくり」の推進にあった
ものとする。

二、子どもから年寄りまでより多
くのもの参加を促すいろいろ
な工夫をする。

三、子どもを参加させるために教
育的な配慮をする。

思い出に残るまつり。環境教育
への配慮。地域の連帯を促進す
る。

一、盆踊り練習会(七月二十五日、
二十九日、三十一日)について

各地区で参加の割合が決めら
れているが、参加者が少ないので
はないだろうか。決めたように実
行したらどうか。

練習日に太鼓の叩き方の練習
をすべきである。山添、伊賀町、
榎田、清水で太鼓をやっているが、
地区の中で叩く者の交代がつか
がらなかった。他の地区も加わる
べきだ。

また、「はやし」の掛け声が小
さい。もつと練習をして声を大き
くしなければ盛り上がらない。
二、事前の宣伝(たよりやパトロ
ール車、花火による)について

効果があった。
何の花火かわからない人がい
て、だよりなどをあまり見ていな
い人が多い。花火はみんなに周知
できるようにするまでに時間が
もう少しかかるだろう。来年も続

けるべきである。

三、当日の準備と屋台等の設置・
片付けについて

演技発表時の屋台は邪魔では
なかったのか、考えてほしい。ま
た、まだ踊っているときに、早く
もテントの片付けをしていると
ころがあった。

四、当日の進行について

幼稚園や保育園にお願いした
のは、大変良かった。おかげで早
くから地域のみなさんが集まっ
た。しょうがいソーランや明和太
鼓の演技も良かった。

五、小学校児童によるしょうがい
踊りから一般の盆踊りについて

小学校の参加も大変よかった。
来年からは小学生と大人も一緒
に踊ってもよいのではないかと。

小学生が参加して、大人だけの
行事から小学生も参加する行事
へと繋がりができ、教育的な効果
があった。小学校がよく指導して
くれた。

一般の踊りの最中の唄い手の
ための休憩は要らないのではな
いか。人が踊りを止め帰ってしま
う。

六、各自治会、はつらつクラブ、
商工会による夜店について

自治会の方々には実によくや
っていた。会計収支も黒字
で何よりであった。金魚の販売で
もチケットを使い、例年より多く
売れた。やはりチケットの事前販

売は、大変であるが効果があった。
おかげでみんな楽しくやれたの
ではないか。

七、ごみステーションについて

昨年より回収がうまくできた
のではないかと。しかし、実行委員
会の方から環境問題の観点で事
前に回収のリーダーにきちんと
した説明をしなければならぬ。

八、シャトルバスについて

乗車する人が少なかつた。初回
は空であったようだ。しかし、も
ともと少しでも高齢者を中心
に少しでも参加していただこうと
いう趣旨であつたから、小さい子
どもも認め、末端にまで周知でき
るよう反省して、もう少し続け
ることが大切だ。

九、抽選会について

九時三十分には貼り付けたのは、
表示が早すぎて、踊り手がそちら
に流れた。

抽選カードに名前の記入は要ら
ないのではないだろうか。名前が
書いてあることで安心して半券
を紛失してしまった人がいた。

景品の交換開始が揃わなかつ
たのは揃えるべきである。

お詫び 八月号のたよりで
間違いがございましたので訂正
して、お詫び申し上げます。

夜店収支報告表の総合計欄、
収支がマイナスになっておりま
すがプラスに訂正ください。

他人じゃない。明日は我が身。

松阪交通安全協会榎田支部長
鈴木則男

突然、降って湧いたような不
幸な出来事。それは昨今非常に
増加している交通事故のことで
す。被害者はもちろんのこと
ですが、加害者も生涯を通じて償
いの日々を送ることになる。誠
に痛ましいことではありませ
んか。暑い夏も過ぎ、日暮れの時
刻も早まりつつある今日、涼し
さに誘われて戸外へと散策の機
会が多くなる時期でもあります。
特に夕暮れの外出時、歩行者は
極力明るい服装を着用するよう
に心がけましょう。そして、忘
れないで一目で判る反射材を着
用しましょう。

また最近のデータでは高齢
者の交通事故が多発しておりま
す。つまるところ、それだけ高
齢者の割合が増大しているせい
でもあります。しかしながら、
大切なことは誰もが先ず、自己
防衛に徹することが前提です。
「車はすぐに止まれない」とい
う標語があるように、車を運転
する人は常に注意を怠ることの
ないように、夢々携帯片手に運
転などしないように心がけまし
ょう。残念ながら最近そんな姿

をよく見かけるのは私ばかりで
はないでしょう。いけないこと
は承知の上でしょうが、今一度、
自分はどうだろうかと思ひ起こ
してみてください。・。・。交通
事故のない掃水地区を目指して
日々の生活を明るく楽しく過ご
したいものです。



高齢者運転者標識

道路交通法が改正されました。

平成二十年六月一日施行

主な改正点

一、後部座席のシートベルトの
着用が義務化されました。

運転手は同乗者全員にシート
ベルトの着用をさせなければ
なりません。

二、「高齢運転者標識」の表示が
義務化されました。

七十五歳以上の運転者は表示
をしなければなりません。
三、自転車による歩道通行がで
きなくなりました。

* 楽しみにしてもらってます速
載「知って得する昔の話」は
紙面の都合で来月号までお待
ちください。